

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

# 横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドラインを策定しました！

横浜市では、指定都市で初めて、学校や、地区センターなどの市民の方が利用する公共建築物を対象とした、総合的なシックハウス対策ガイドラインを策定し、平成16年4月から全庁的な取り組みを強化します。

## 1 趣旨

ホルムアルデヒドやトルエンなどの揮発性有機化合物による室内空気汚染により、建物の利用者が頭痛、めまい、吐き気などの様々な体調不良を起こす「シックハウス症候群」が大きな問題になっています。

横浜市では、一般の住宅に対して各区福祉保健センターにて相談に応じていますが、学校や地区センターなどの市民の皆様が利用する施設におけるシックハウス対策の強化についても要望が寄せられています。

そこで、横浜市では、学校や地区センターなどの市民利用施設におけるシックハウス対策を総合的に進めるためのガイドラインを策定し、全庁的に取り組みを強化して、市民の皆様が安全で快適に利用できるよう努めてまいります。

## 2 ガイドラインの内容(裏面資料参照)

揮発性有機化合物の低減化措置を講じるため、建築設計・施工時の配慮や什器の選定方法、換気等の日常管理方法など、建物の建設段階から日常管理までの総合的な取り組みを定めています。

### ガイドラインの内容

- ① 建築設計、工事施工管理
- ② 什器の選定
- ③ 揮発性有機化合物の室内濃度測定
- ④ 日常管理
- ⑤ 情報提供

### ガイドラインの対象

本市が建設又は管理する建築物のうち、多数の市民が利用する施設

学校	約 520 施設
地区センター等	約 200 施設
地域ケアプラザ等	約 180 施設
図書館・ホール等	約 150 施設
その他施設	約 450 施設
計	約 1,500 施設

## 3 全庁的な取り組み

ガイドラインに基づき、関係部局が次のとおりシックハウス対策に取り組んでいきます。

- ① 建設部局（建築局等） ・ ・ ・ ・ ・ 建材の仕様や工事施工管理での配慮
- ② 施設管理者（市民局、学校、区役所等） ・ 適切な日常管理、什器選定の配慮、室内濃度測定の実施、情報提供
- ③ 連絡会議※ ・ ・ ・ ・ ・ 施設管理者へのサポート、関係団体への働きかけなど

※「横浜市公共建築物等シックハウス対策連絡会議」

市民局、福祉局、建築局、教育委員会事務局及び衛生局等の関係課長で構成。平成14年11月設置、現在まで14回開催。

## 横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドラインの内容

揮発性有機化合物の低減化措置を講じるため、建築設計・施工時の配慮や什器の選定方法、換気等の日常管理方法など、建物の建設段階から日常管理までの総合的な取り組みを定めています。

### ガイドラインの5本柱

#### 1 建築設計、工事施工管理

建設部局及び施設管理者は、建築設計や工事施工管理にあたって、使用建材等の制限や適正な換気量の確保などを行います。

#### 2 什器の選定

施設管理者は、新たに什器等を購入する場合は、ホルムアルデヒドなど化学物質の放散量が少ないものを選定します。

#### 3 揮発性有機化合物等の室内濃度測定

施設管理者は、新築後に引き渡しを受け、什器を搬入したときなどに、揮発性有機化合物等の室内濃度測定を行い、安全を確認します。なお、ガイドライン施行時に既に使用している施設のうち、室内濃度測定を実施していない施設については、計画的に室内濃度測定を実施し、安全を確認します。

#### 4 日常管理

施設管理者は、殺虫剤や床ワックス等の化学物質の使用について配慮するとともに、十分な換気を行います。

#### 5 情報提供

施設管理者は、自らが行う室内濃度測定の結果を、連絡会議と連携してすみやかに公表するなど市民に情報提供します。

また、連絡会議は、施設管理担当職員等へガイドラインを周知徹底するための研修を行うとともに、メーカー等の関係団体へシックハウス対策の働きかけを行います。

### <参考 シックハウスとは>

建材や内装材などから放散するホルムアルデヒドやトルエンなど揮発性有機化合物等による室内空気汚染を原因として、利用者が頭痛、めまいなどの体調不良を起こす建築物をいいます。

# 横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドラインの標準的フロー

～入口から出口までの総合的な取り組み～

入口

出口

